

障害者自立支援給付支払等システムについて

※今後の検討により、内容等に変更が生じることがありうる。

平成23年8月26日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

〔目次〕

1. 今後の主なスケジュールについて.....	1
2. グループホーム・ケアホームの特定障害者特別給付費の明細書記載方法について.....	2
3. 同行援護に係るサービスコードについて.....	4
4. 異動連絡票情報作成の際の留意事項.....	21
5. 国民健康保険団体連合会規約例等の改正について(案)	25
6. その他.....	33

1 今後の主なスケジュールについて

障害者自立支援給付支払等システム関係の今後の主なスケジュール

※現段階で想定されるスケジュールを整理したもの。

	8月	9月	10月	11月	12月
国		<p>★8/26合同担当者説明会</p> <p>→</p> <p>○平成24年4月施行分^(※1)に係るインタフェース仕様書(案)の提示</p>	<p>→</p> <p>○平成23年10月施行分^(※2)に係るインタフェース仕様書(確定版)の提示</p>		<p>←-----→</p> <p>★合同担当者説明会(予定)</p>
都道府県				<p>→</p> <p>○同行援護の実施に係る事業所台帳の整備</p>	
市町村				<p>→</p> <p>○平成23年10月施行分に係る受給者台帳の整備</p>	

※1: 平成24年4月施行分: 利用者負担の見直し、相談支援の充実及び障害児支援の強化

※2: 平成23年10月施行分: 同行援護の実施及びグループホーム・ケアホーム利用の際の助成の実施

2 グループホーム・ケアホームの特定障害者 特別給付費の明細書記載方法について

グループホーム・ケアホームの特定障害者特別給付費の明細書記載方法について①

様式第三(附則第三条第二項関係)

記載例①		介護給付費・訓練等給付費等明細書															
(共同生活介護、共同生活援助)																	
市町村番号		X	X	1	1	1	1	平成 2 3 年 1 0 月分									
助成自治体番号																	
受給者証番号		J	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
支給決定障害者等氏名		国保 太郎															
支給決定に係る障害児氏名																	
指定事業所番号		X	X	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
請求事業者		事業者及びその事業所の名称 Aケアホーム															
地域区分		丙地															
利用者負担上限額①		3	0	0	0	障害程度区分 5											
利用者負担上限額		指定事業所番号															
管理事業所		事業所名称															
サービス種別		3	1	平成 2 3 年 4 月 1 日	終了年月日	平成 年 月 日	入院日数	外泊日数									
サービス内容		共同生活 I 5															
サービスコード		3	1	1	1	2	1	5	2	8	3	1	1	6	3	6	8
単位数		回数															
サービス単位		摘要															
給付費明細欄																	
日中介護等支給加算欄		日中活動先事業所															
指定事業所番号		当該事業所への通所日数															
事業所名称																	
サービス種類コード		3	1	共同生活													
サービス利用日数		3	1	日													
給付単位数		1	6	3	6	8	合計										
単位数単価		1	0	0	0	円/単位	円/単位										
給付率		9	0	/100													
総費用額		1	6	3	6	8	0	1 6 3 6 8 0									
給付率に基づく請求額		1	4	7	3	1	2	1 4 7 3 1 2									
利用者負担額②		1	6	3	6	8	1 6 3 6 8										
上限月額調整①②の内示(イ)額		3	0	0	0	3 0 0 0											
調整後利用者負担額																	
上限額管理後利用者負担額																	
決定利用者負担額		3	0	0	0	3 0 0 0											
給付費請求額		1	6	0	6	8	0	1 6 0 6 8 0									
自治体助成分請求額																	
助成金		請求先都道府県番号															
サービス種別		3	1	請求額													
請求額		7	6	9	2	7 6 9 2											
特定障害者特別給付費																	
給付費請求額		1	0	0	0	0	1 0 0 0 0 0										
実費算定額		3	0	0	0	0	3 0 0 0 0 0										

【事務処理要領(案)より抜粋】

ア 給付費請求額

「障害者自立支援法施行令第21条の3第1項第2号の規定に基づき共同生活住居費用として厚生労働大臣が定める費用の額」(平成23年●月●日厚生労働省告示第●●号)に定める額を記載する。ただし、当該額が「イ 実費算定額」を超える場合は、当該実費算定額を記載する。

イ 実費算定額

請求に係る支給決定障害者の当該サービス提供月の現に要した実費の額(補足給付前の額)を記載する。

【前提条件】

受給者が、1事業所のみを利用

家賃(月額):30,000円

実費算定額:家賃(月額)の30,000円を記載する。

給付費請求額:告示で定める額の10,000円を記載する。

3 同行援護に係るサービスコードについて

サービスコードの考え方について

報酬算定には、サービス内容に応じたサービスコードを使用する。

サービスコードは、「サービス内容」、「提供時間帯」、「提供時間」、「提供人数」等により、それぞれ単位数が異なる。

なお、提供時間帯については、「日中」、「夜間」、「深夜」、「早朝」に分かれており、日中の時間帯を基準に、それぞれ加算がついた単位数となる。

深夜					早朝			日中										夜間				深夜	
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
× 1.5					× 1.25			× 1										× 1.25				× 1.5	

例えば、1級ヘルパーが同行援護サービスを0.5時間提供した場合の、提供時間帯に応じた単位数は右表のようになる。

1つの提供時間帯の中でサービスを提供した場合の報酬算定を「基本型」という。また、提供時間帯を跨ってサービスを提供した場合の報酬算定として、「複合型」、「増分型」、「日跨型」がある。

早朝の時間帯のみの場合	318 単位	(日中の単位数 × 1.25 四捨五入)
日中の時間帯のみの場合	254 単位	
夜間の時間帯のみの場合	318 単位	(日中の単位数 × 1.25 四捨五入)
深夜の時間帯のみの場合	381 単位	(日中の単位数 × 1.50 四捨五入)

基本型

深夜、早朝、日中、夜間の各時間帯を跨がず、同じ時間帯の中でのみサービス提供を行った場合、基本型のサービスコードを使用する。

提供 通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー 資格	運転	サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	前月からの 継続サービス	→	サービスコード	サービス内容	単位数
						開始時間	終了時間							
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		10:00	13:00	3.0	1			151131	同行援護1日中3.0	833 単位

合成型

提供時間帯を跨ったサービス提供時間が3時間未満で、かつ各時間帯のサービス時間がそれぞれ30分以上の場合、合成型のサービスコードを使用する。

なお、提供時間帯を跨ったサービス提供時間の一部が30分未満の場合には、多くの時間を占める時間帯のサービスコードを使用する。

提供 通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー 資格	運転	サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	前月からの 継続サービス	→	サービスコード	サービス内容	単位数
						開始時間	終了時間							
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		17:30	18:30	1.0	1			151423	同行援護1日中0.5・夜間0.5	439 単位

増分型

提供時間帯を跨ったサービス提供時間が3時間以上の場合、3時間以降の報酬算定については、増分型のサービスコードを使用する。

なお、サービス提供時間が3時間以上の場合でも、同じ提供時間帯の場合、基本型のサービスコードを使用する。

提供 通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー 資格	運転	サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	前月からの 継続サービス	→	サービスコード	サービス内容	単位数
						開始時間	終了時間							
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		7:00	23:00	16.0	1			151395	同行援護1早朝1.0・日中2.0	934 単位
												151887	同行援護1日中増8.0	1,328 単位
												151959	同行援護1夜間増4.0	830 単位
												151971	同行援護1深夜増1.0	249 単位

日跨型

サービス提供時間が日を跨った場合、サービス提供開始から3時間未満で、日を跨ったサービス提供時間分については、日跨型のサービスコードを使用する。

なお、3時間以降の報酬算定については、増分型のサービスコードを使用する。

提供 通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー 資格	運転	サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	前月からの 継続サービス	→	サービスコード	サービス内容	単位数
						開始時間	終了時間							
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		23:00	3:00	4.0	1			151255	同行援護1深夜1.0	603 単位
												151579	同行援護1日跨増深夜1.0・深夜2.0	647 単位
												151971	同行援護1深夜増1.0	249 単位

事例① 通常のサービスの場合

【サービス提供実績】

深夜					早朝		日中										夜間				深夜			
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	

同行援護
(伴う)
(1級)

例) 10月1日(土)にサービスを利用

① 10:00~11:30(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー 資格	運転	サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	前月からの 継続サービス	備考
						開始時間	終了時間				
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		10:00	11:30	1.5	1		

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
151119	同行援護1日中1.5	584 単位
		単位
		単位

事例⑧ 運転時間がある場合

【サービス提供実績】

深夜						早朝		日中										夜間				深夜	
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

同行援護 (伴う) (1級)	運 転	同行援護 (伴う) (1級)
----------------------	--------	----------------------

例) 10月1日(土)にサービスを利用

- ① 10:00~11:30(1人体制)
- ② 11:30~12:00(運転)
- ③ 12:00~14:00(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー 資格	運転	サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	前月からの 継続サービス	備考
						開始時間	終了時間				
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		10:00	11:30		1		
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等	運転	11:30	12:00		1		
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		12:00	14:00	3.5	1		

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
151135	同行援護1日中3.5	916 単位
		単位
		単位

Point! サービス提供実績記録票の設定について

運転時間がある場合、サービス提供実績記録票は、運転時間を含め、3行に分けて設定する。

事例の場合、連続した1回のサービスであるため、提供通番には同一の番号を設定し、算定時間数は最終行にまとめて設定する。

なお、運転時間は算定時間に含まれない。

事例⑩ 月を跨ってサービスを提供した場合

【サービス提供実績】

夜間				深夜			深夜					早朝			日中								
18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
				同行援護（伴う） （1級）																			

例) 10月31日(月)～11月1日(火)にサービスを利用

① 22:00～24:00(1人体制)
② 0:00～ 1:30(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】(10月提供分)

提供通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー資格	運転	サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	前月からの継続サービス	備考
						開始時間	終了時間				
1	31日		同行援護(伴う)	1・2級等		22:00	0:00	2.0	1		

【サービス提供実績記録票の設定】(11月提供分)

提供通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー資格	運転	サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	前月からの継続サービス	備考
						開始時間	終了時間				
1	31日		同行援護(伴う)	1・2級等		22:00	0:00		1	1	
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		0:00	1:30	1.5	1		

【報酬算定の考え方】(10月提供分)

サービスコード	サービス内容	単位数
151263	同行援護1深夜2.0	1,001 単位

【報酬算定の考え方】(11月提供分)

サービスコード	サービス内容	単位数
151599	同行援護1日跨増深夜2.0・深夜1.0	249 単位
151967	同行援護1深夜増0.5	125 単位

Point ! サービス提供実績記録票の設定について

月末日から翌月初日の0時を跨ってサービス提供を行った場合、当月分と翌月分の実績記録票それぞれに分けて設定する。
 当月の実績記録票には当月分のサービス提供のみを設定するので、終了時刻に0時を設定し、当月分の報酬を算定する。
 翌月の実績記録票については、前月から継続しているサービス提供分を設定し、前月からの継続サービスに1、提供通番を同一番号に設定する。

事例① サービス提供時間が20分以上30分未満の場合

【サービス提供実績】

深夜						早朝		日中										夜間				深夜	
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
										同行援護(伴う)													

例) 10月1日(土)にサービスを利用

① 10:00~10:20(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー 資格	運転	サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	前月からの 継続サービス	備考
						開始時間	終了時間				
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		10:00	10:20	0.5	1		

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
151111	同行援護1日中0.5	254 単位
		単位
		単位

Point ! サービス提供実績記録票の設定について

提供時間数が30分未満であっても、提供時間数が20分以上の場合は、サービス提供実績記録票の算定時間数に0.5を設定する。

事例⑫ サービス提供時間が20分未満の場合

【サービス提供実績】

深夜						早朝		日中										夜間				深夜		
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
						同行援護(伴う)																		

例) 10月1日(土)にサービスを利用
 ① 6:00~6:10(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー資格	運転	サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	前月からの継続サービス	備考
						開始時間	終了時間				
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		6:00	6:10	0.5	1		

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
151195	同行援護1早朝0.5	318 単位
		単位
		単位

Point ! サービス提供実績記録票の設定について

提供時間数が20分未満の場合は、原則として報酬算定できないが、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する場合には、この限りではない。

事例の場合、サービス提供実績記録票の算定時間数に0.5を設定する。

事例⑬ サービス開始時刻が属する時間帯のサービス提供時間が15分未満の場合(早朝と日中の時間帯に跨るサービス提供)

【サービス提供実績】

深夜						早朝		日中										夜間				深夜	
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
								同行援護 (伴う)															

例) 10月1日(土)にサービスを利用
 ① 7:55~8:15(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー資格	運転	サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	前月からの継続サービス	備考
						開始時間	終了時間				
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		7:55	8:15	0.5	1		

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
151111	同行援護1日中0.5	254 単位
		単位
		単位

Point ! サービス提供実績記録票の設定について

サービス開始時刻が属する時間帯のサービス提供時間が15分未満である場合、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定される。
 事例の場合、早朝の時間帯が5分、日中の時間帯が15分で、日中の時間帯が多いため、日中の算定基準が適用される。

事例⑭ サービス開始時刻が属する時間帯のサービス提供時間が15分未満の場合(早朝と日中の時間帯に跨るサービス提供)

【サービス提供実績】

深夜						早朝		日中										夜間				深夜	
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
								同行援護 (伴う)															

例) 10月1日(土)にサービスを利用

① 7:50~8:10(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー資格	運転	サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	前月からの継続サービス	備考
						開始時間	終了時間				
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		7:50	8:10	0.5	1		

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
151195	同行援護1早朝0.5	318 単位
		単位
		単位

Point ! サービス提供実績記録票の設定について

サービス開始時刻が属する時間帯のサービス提供時間が15分未満である場合、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定される。

なお、跨った提供時間帯のサービス提供時間が同一の場合、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準が適用される。

事例の場合、早朝の時間帯が10分、日中の時間帯が10分で、早朝と日中の時間帯が同じため、早朝の算定基準が適用される。

事例⑮ 複数の時間帯でサービスを行なった場合

【サービス提供実績】

深夜						早朝		日中										夜間				深夜	
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
同行援護（伴う）（1級）																							

例) 10月1日(土)にサービスを利用
 ① 7:00~23:00(1人体制)

【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日付	回数	サービス内容	ヘルパー 資格	運転	サービス提供時間		算定 時間数	派遣 人数	前月からの 継続サービス	備考
						開始時間	終了時間				
1	1日		同行援護(伴う)	1・2級等		7:00	23:00	16.0	1		

【報酬算定の考え方】

サービスコード	サービス内容	単位数
151395	同行援護1早朝1.0・日中2.0	934 単位
151887	同行援護1日中増8.0	1,328 単位
151959	同行援護1夜間増4.0	830 単位
151971	同行援護1深夜増1.0	249 単位

Point! サービス提供実績記録票の設定について
 提供時間帯を跨ったサービス提供時間が3時間以上の場合、
 3時間以降の報酬算定については、増分型のサービスコードを
 使用する。

請求サービスコードと決定サービスコードの対応表(案)について

○同行援護の創設に伴い、請求サービスコードと決定サービスコードの対応表に下記の内容を追加する。

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
15	同行援護	同行援護(身体介護を伴う場合)	151111~152018	151000
		同行援護(身体介護を伴わない場合)	153111~153574	152000
		利用者負担上限額管理加算	155010	151000
		特定事業所加算	156010~156012	152000
		特別地域加算	156015	150908
		初回加算	156020	151000
			152000	152000
緊急時対応加算	156025	151000		

※請求サービスコードと決定サービスコードの対応表(案)(全体版)は、別添のとおり。

4 異動連絡票情報作成の際の留意事項

重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化 (同行援護の創設)に伴う期間の設定について

平成23年10月より重度視覚障害者に対する移動支援を提供した際の報酬(以下、「同行援護サービス」という。)が創設されるにあたり、異動／訂正連絡票情報及び請求情報の『**期間に関する項目**』については制度施行日(2011年10月1日)以降の日付を設定する。

対象の項目については、「2011年10月以降を設定する必要がある項目一覧」を参照すること。

■ 2011年10月以降を設定する必要がある項目一覧

対象情報	項目名	備考
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・基準該当・登録開始年月日(※) ・事業開始年月日	サービス種類コードに「15:同行援護」が設定されている場合
受給者異動／訂正連絡票情報 (支給決定情報)	決定支給期間(開始年月日)	同行援護サービスの決定サービスコード(15XXXX)が設定されている場合
市町村異動／訂正連絡票情報 (独自助成情報)	独自助成情報・助成有効期間 (開始年月日)	独自助成情報・助成対象サービス種類に「15:同行援護」が設定されている場合
介護給付費等明細書 (日数情報)	サービス開始日等・開始年月日	サービス種類コードに「15:同行援護」が設定されている場合
介護給付費等明細書 (契約情報)	契約開始年月日	同行援護サービスの決定サービスコード(15XXXX)が設定されている場合

※ 基準該当事業所の場合のみ、設定が必要。

設定のイメージ

①介護給付費等明細書(日数情報) サービス開始日等・開始年月日

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)

サービス 種別	1	5	開始年月日	平成	2	3	年	1	0	月	0	1	日	利用日数	1	0
			開始年月日	平成			年			月			日			

サービス種類コードが「15:同行援護」の場合、
開始年月日には、平成23年10月1日以降の日
付を設定する。

②介護給付費等明細書(契約情報) 契約開始年月日

契約内容報告書

受給者証の 事業者記入欄 の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
1	同行援護(身体介護併用)	55時間	平成23年10月1日	

サービス内容が同行援護サービスの場合、
契約開始年月日には、平成23年10
月1日以降の日付を設定する。

グループホーム・ケアホーム家賃助成対象者の設定方法について

平成23年10月よりグループホーム・ケアホーム利用の際の助成が実施されるにあたり、以下の支給決定サービスコードを追加する。

「310801: 共同生活介護特定障害者特別給付費対象者」

「330801: 共同生活援助特定障害者特別給付費対象者」

グループホーム・ケアホームを利用する受給者が家賃助成対象者となる場合、上記の支給決定サービスコードを設定した受給者異動連絡票情報(支給決定情報)を作成し、国保連合会に提出する。

受給者異動連絡票情報(支給決定情報)のイメージ

異動年月日	証記載市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	決定支給量	1回当たりの最大提供量	支給量単位区分	決定支給期間(開始年月日)	決定支給期間(終了年月日)	...
2011.10.01	991111	9910011111	310801	—	—	—	2011.10.01	2012.06.30	...
2011.10.01	991111	9910011111	330801	—	—	—	2011.10.01	2012.06.30	...

「310801: 共同生活介護特定障害者特別給付費対象者」、「330801: 共同生活援助特定障害者特別給付費対象者」については、決定支給量は設定しない。

また、グループホーム及びケアホーム両方の家賃助成対象者となる場合、必ず両方の支給決定サービスコードを設定すること。

インタフェース仕様書(案)市町村編 より抜粋

1. 3. 2 受給者異動連絡票情報(支給決定情報) (E121)

項番	項目名	属性(※2)	バイト数	内容	必須入力(※1)	備考
10	決定支給量	数値	8	決定した支給量(上6桁整数部、下2桁小数部)を設定する	○	※3

※3: 次のサービスにおける「決定支給量」の設定は、以下のとおりとする。

(4) 共同生活介護特定障害者特別給付、共同生活援助特定障害者特別給付

- ① 決定支給量: なし
- ② 設定方法: 設定しない。
- ③ 点検方法: 国保連合会にて決定支給期間と実績を点検する。

決定支給期間外の場合は「エラー」とする。

なお、補足給付の上限額と実績(給付費請求額)を点検する。1事業所からの請求において、実績(給付費請求額)が上限額を超過した場合は、「エラー」とする。複数事業所からの請求において、各事業所からの実績(給付費請求額)の合計が上限額を超過した場合は「警告」とする。

支給決定時の留意事項

グループホーム・ケアホームを利用する受給者が家賃助成対象者となる場合、受給者異動／訂正連絡票情報(基本情報)の補足給付情報を設定する必要はない。

受給者異動連絡票情報(基本情報)のイメージ

異動年月日	証記載 市町村番号	受給者証番号	補足給付情報					...
			補足給付有無	生保移行防止有無 (補足給付)	補足給付額 (日額)	補足給付有効期間 (開始年月日)	補足給付有効期間 (終了年月日)	...
2011.10.01	991111	9910011111	1:無し	1:無し	-	-	-	...

グループホーム・ケアホームを利用する受給者が家賃助成対象者となる場合、補足給付情報を設定するのではなく、当該支給決定サービスコードを設定すること。

インタフェース仕様書(案)市町村編 より抜粋

1. 3. 1 受給者異動連絡票情報(基本情報)(E111)

項番	項目名	属性 (※2)	バイト 数	内容	必須入力 (※1)	備考
22	補足給付有無	コード値	1	補足給付の有無を設定する	◎	1:無し 2:有り ※11
23	生保移行防止有無 (補足給付)	コード値	1	生保移行防止有無を設定する	◎	1:無し 2:有り ※11
24	補足給付額(日額)	数値	4	補足給付額(日額)を設定する	○	※11
25	補足給付有効期間 (開始年月日)	コード値	8	補足給付額(日額)有効期間の開始 年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を 設定する	○	※6 ※Y ※11
26	補足給付有効期間 (終了年月日)	コード値	8	補足給付額(日額)有効期間の終了 年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を 設定する	○	※Y ※11

※11: 障害者支援施設又は旧法指定施設の入所者のうち補足給付の支給対象となる者については、本項目に補足給付情報を設定する(共同生活介護、共同生活援助の補足給付情報は本項目に設定しない)。

5 国民健康保険団体連合会規約例等の改正 について(案)

市町村、または都道府県から国保連合会へ委託が行われる支払事務の範囲について

1 障害者自立支援法関係

- ・ 介護給付費、訓練等給付費
- ・ サービス利用計画作成費(～平成24年3月)
- ・ 地域相談支援給付費(平成24年4月～)
- ・ 計画相談支援給付費(平成24年4月～)
- ・ 特定障害者特別給付費〔補足給付費〕
- ・ (個別給付にかかる)特別対策費

- ・ 特例介護給付費・特例訓練等給付費
- ・ 高額障害福祉サービス費
- ・ 地域生活支援事業の一部
- ・ 利用者負担分の地方単独助成

全市町村の委託

市町村の任意による委託

2 児童福祉法関係

- ・ 障害児施設給付費(～平成24年3月)
- ・ 特別対策費(障害児施設給付費分。～平成24年3月)
- ・ 障害児入所給付費(平成24年4月～)
- ・ 特別対策費(障害児入所給付費分。平成24年4月～)
- ・ 特定入所障害児食費等給付費〔補足給付費〕

- ・ 障害児通所給付費(平成24年4月～)
- ・ 特別対策費(障害児通所給付費分。平成24年4月～)
- ・ 障害児相談支援給付費(平成24年4月～)

- ・ 高額障害児施設給付費(～平成24年3月)
- ・ 特例障害児通所給付費(平成24年4月～)
- ・ 高額障害児入所給付費(平成24年4月～)
- ・ 高額障害児通所給付費(平成24年4月～)
- ・ 利用者負担分の地方単独助成

都道府県等の任意による委託

市町村の委託

都道府県、または市町村の任意による委託

国保連合会における規約例等の改正について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下、「整備法」という。）」の施行に伴い、国民健康保険団体連合会において、障害者自立支援法第51条の14第7項に規定した地域相談支援給付費の支払事務、第51条の17第6項に規定した計画相談支援給付費の支払事務及び児童福祉法第21条の5の7第14項、第24条の3第11項、第24条の26第6項に規定した障害児通所給付費等の支払事務を行うための、国民健康保険団体連合会規約例等の一部改正を行う。

改正が必要となる規約例等

- **国民健康保険団体連合会規約例**

国民健康保険団体連合会が、整備法にかかる障害者自立支援法の地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び児童福祉法の障害児通所給付費等の支払事務を受託することが可能となるように、国民健康保険団体連合会規約例を改正する。

- **国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則例**

整備法にかかる児童福祉法のサービス再編により、特別会計の勘定区分名称等が変更となることから、国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則例を改正する。

- **国民健康保険団体連合会障害介護給付費支払規則例**

国民健康保険団体連合会が、整備法にかかる障害者自立支援法の地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び児童福祉法の障害児通所給付費等の支払に関する業務を行うことが可能となるように、国民健康保険団体連合会障害介護給付費支払規則例を改正する。

国民健康保険団体連合会規約例の改正

国民健康保険団体連合会が、整備法にかかる障害者自立支援法の地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び児童福祉法の障害児通所給付費等の支払事務を受託することが可能となるように、規約例を改正する。

主たる改正の内容 規約例第6条の国保連合会が行う事業を下記のように改正する。

1 障害者自立支援法に規定する下記の支払に関する事務

- ・ 介護給付費
- ・ 訓練等給付費
- ・ ~~サービス利用計画作成費~~ 削除
- ・ **地域相談支援給付費** 追加
- ・ **計画相談支援給付費** 追加
- ・ 特定障害者特別給付費
- ・ その他法令及び通知に定める給付
 - － 特別対策費、特例介護給付費、高額障害福祉サービス費等

2 児童福祉法に規定する下記の支払に関する事務

- ・ ~~障害児施設給付費~~ 削除
- ・ **障害児入所給付費** 追加
- ・ **障害児通所給付費** 追加
- ・ **障害児相談支援給付費** 追加
- ・ 特定入所障害児食費等給付費
- ・ その他法令及び通知に定める給付 追加
 - － 特別対策費、**特例障害児通所給付費**、~~高額障害児施設給付費等~~、**高額障害児通所給付費**、**高額障害児入所給付費等** 追加

追加

追加

削除